

主要事業評価シート(第1次実施計画/H29・30・R1年度)

① 基本事項	計画コード	事業名		部名	産業建設部
	17017	狹隘道路後退用地整備事業		課名	用地管理課 管理G
	施策の大綱	01:快適さを支える生活基盤の向上		財務科目	01:一般会計
	基本施策	04:道路の保全・整備			08:土木費
	施策の方向	02:生活道路の充実			02:道路橋梁費
戦略プロジェクト	-		01:道路橋梁総務費		
事業予定期間	H 21 ~ R - 年度	主な根拠法令要綱等	亀山市狭あい道路後退用地整備要綱		

② 目的・概要	対象	市民
	目的	市民の理解と協力のもと、狭あい道路に係る後退用地の確保及び整備を進めることにより、道路の利便性や安全性を高め、生活道路の充実を図る。
概要	市内の市道を含む公道で幅員4m未満の道路(狭あい道路)に接する敷地の建物の建て替え等の際に、道路中心線からそれぞれ2m以上後退した用地を市に寄附いただき、建築基準法に規定される4m以上の幅員となるよう、道路の拡張整備を促進する。	

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	
③ 事業の計画・実績	年度計画	○個人単位での道路後退 ・道路後退用地の一般申請 50件 ○路線単位での道路後退 ・地元から拡幅要望がある狭あいな市道等に係る中心線立会 1路線	○個人単位での道路後退 ・道路後退用地の一般申請 50件 ○路線単位での道路後退 ・地元から拡幅要望がある狭あいな市道等に係る中心線立会 1路線	○個人単位での道路後退 ・道路後退用地の一般申請 50件 ○路線単位での道路後退 ・地元から拡幅要望がある狭あいな市道等に係る中心線立会 1路線	
	年度実績	○個人単位での道路後退 ・道路後退用地の一般申請 38件 ○路線単位での道路後退 ・地元から拡幅要望がある狭あいな市道等に係る中心線立会 1路線(市道阿野田4号線)	○個人単位での道路後退 ・道路後退用地の一般申請 38件 ○路線単位での道路後退 ・地元から拡幅要望がある狭あいな市道等に係る中心線立会 3路線(市道阿野田4号線、井尻線、阿野田6号線)		
事業の計画・実績	計画額	事業費	16,000千円	16,000千円	16,000千円
		国庫支出金	2,000千円	2,000千円	
		県支出金			
		地方債			
		その他			
	予算額	事業費	14,600千円	15,800千円	
		国庫支出金	2,000千円	4,000千円	
		県支出金			
		地方債			
		その他			
	決算額	事業費 ①	13,300千円	6,865千円	
		国庫支出金	1,020千円	2,000千円	
県支出金					
地方債					
その他					
人件費	一般財源	12,280千円	4,865千円	0千円	
	総人件費 ②	7,679千円	7,783千円		
	一般職員	7,679千円	7,783千円		
	所要人員	1.00	1.00		
	臨時職員等	0千円	0千円		
総コスト(①+②)		20,979千円	14,648千円		
受益者負担率		0.0%	0.0%		

		平成29年度	平成30年度	令和元年度
④ 指標	① 名称 所有権移転完了延長	計画値 120	120	120
	地元から拡幅要望がある狭あいな市道等の一定区間について中心線立会を行い、所有権を亀山市に移転した筆の延長	実績値 329	40	
		単位 m	m	m
② 名称 所有権移転完了の筆数	計画値 50	50	50	
道路後退用地の一般申請を受け、所有権を亀山市に移転した筆数	実績値 25	28		
	単位 筆	筆	筆	
③ 名称	計画値			
	実績値			
	単位			

⑤ 事業の改善	前回評価	【前回評価の対応方針の概要を記入】 関係地権者に狭あい道路事業と道路改良事業との制度や手続きの違いについての十分な理解が得られるよう要望の事前相談があった際に十分な説明を行う。
	改善行動	【前回評価の対応方針を踏まえ、どのような措置を講じたか】 狭あい道路事業を活用しようとする関係地権者等に狭あい道路事業と道路改良事業との制度や手続きの違いについて事前相談の段階で十分な説明を行った。

		評価	(判定)
⑥ 事業の評価	活動	【計画どおりに実施できたか】 個人単位での道路後退については、個人から申請があった案件は全て境界立会等は行った。路線単位での道路後退については、当初予定した2路線のうち1路線は抵当権抹消の登記に時間を要した一部の土地を除き年度内に手続きは完了した。もう1路線は、先行する1路線の進捗が遅れたため、用地測量を行ったが所有権移転までには到らなかった。また、本町及び中町地区の地籍調査事業実施時に、中心線の協議が必要な路線において中心線立会も同時に実施した。	B まずまず実施できた
	成果	【成果は順調に上がったか】 個人単位での道路後退については、申請者側の事情で後退部分の分筆登記が行えないこと等の理由により、所有権移転完了筆数は計画値に及ばなかったが、寄付の申出があった土地の所有権移転登記は完了した。路線単位での道路後退については、所有権移転完了した筆の延長は、地元調整に期間を要し計画値には及ばなかったものの、抵当権抹消の登記に時間を要した一部の土地を除き年度内に手続きが完了した。また、本町及び中町地区の地籍調査事業実施時に、中心線の協議が必要な路線において中心線立会も同時に実施したことにより、事業の効率を高めることもでき、個人財産保全の負担軽減に寄与できた。	B まずまず成果を得た

⑦ 今後の対応方針	課題	【課題は何か】 事業に一定の効果は認められるものの寄附の割合は50%程度で減少傾向にあるため、事業内容の見直しが必要である。	今後の方向性 <input type="checkbox"/> 拡大 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> 縮小 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> その他 【その他の場合、その内容を記載】
	対応	【課題に対し、どのように対応するか】 本事業をさらに推進するにあたり、旧要綱の事業内容をベースに、県内他市町の事業実績状況等を参考にし、事業内容を変更する。これについて、平成29年10月に策定された亀山市立地適正化計画において狭あい道路の改善についても居住誘導にかかる支援策の一つとして位置付けられたことから、中心市街地等の居住誘導地区に重点を置いた事業内容とする。	
	効果	【対応することで、どのような効果が期待できるか】 現行制度よりも、地域の実情に応じて道路の利便性や安全性を高め、生活道路の充実に図ることができる。また、居住誘導の推進に寄与することができる。	
対応時期		令和元年度	

【1次評価者】	産業建設部 用地管理課 管理グループリーダー 大平 守
【最終評価者】	産業建設部 用地管理課長 村山 成俊

(参考:前期基本計画期間(H29-R3)における評価履歴)

		H29	H30	R1	R2	R3
判定	活動	A	B			
	成果	A	B			